

## 令和6年度第4回多摩市公契約審議会 要点録

### 1 開催日時及び会場

令和7年2月20日（木） 午後3時00分から 第二庁舎会議室

### 2 出席者（4名）

出席者 古川会長、萩生田副会長、脇田委員、小泉委員

事務局 横倉総務契約課長、山田契約係長、田邊主任、佐藤主事

### 3 議題

#### （1）審議事項

##### ①多摩市公契約審議会からの答申について

\*事務局が資料1・2にて内容説明。

##### 1 多摩市公契約審議会からの答申について（その2）

##### ○意見等

・特になし

##### 2 公契約審議会における課題の検討状況と令和7年度以降の検討の方向性

##### ○意見等

会長 資料2の課題3の公契約条例の適用労働者の範囲について第3回まで検討してきたが、今回令和7年度以降の方向性を出す必要がある。前回までの議論をまとめると、令和7年度以降の検討の方向性としては、60歳以上を一律で適用除外とせず、全年齢を適用するということによろしいか。また、適用開始日については、1年ないし2年の周知期間をもつなど、相当な猶予期間をおいて実施するということがよろしいか。これらの具体的な検討は来年度ということによろしいか。

委員 了承。

委員 来年度以降の労務報酬額を検討するにあたり、ここ数年は最低賃金の上昇が激しく、最低賃金以上を基準としていたが、数年もすれば最低賃金の上昇もおさまるであろうことを考え、ハローワークの募集水準などを参考にするなど、他に基準を求める論議を開始していくことも必要だと考える。

会長 現在の公契約条例では、賃金だけを対象にしている。今後は賃金だけでは

なく、それ以外の部分についても検討をしていくことが必要ではないか。一つは、公契約に該当する業務に従事する場合には裁判員休暇を義務付けるのというのはいかがか。裁判員となり、裁判に出頭した際は賃金補填を行う。ただし、事業者にとって負担となることであるため慎重な検討が必要であるとする。

2つめは、建設業の週休二日制を導入するというのはいかがか。少なくとも公契約に該当する業務について採用できないか。

委員 裁判員休暇だけではなく、他にも採用できるものがあるのではないか。

会長 まずは公務であるものを対象と考えるのはいかがか。

委員 小さな企業では取得することが難しいこともあるため、公務であることを訴えていくためにも、市が後押しして進めていくことはいいことであると思う。

事務局 多摩市発注の工事案件は原則週休2日で発注をしている。

委員 こういう制度が当たり前になっていくことは重要だと思う。

事務局 来年度の審議会で検討をしていただければと考える。

## ○審議結果

- ・上記の意見も踏まえつつ、来年度も引き続き検討を行っていく。

## (2) 報告事項

### ①令和6年度 公契約条例対象案件について

\*事務局が資料3・4にて内容説明。

#### ○意見等

委員 資料4に工事の落札率については記載があるが、委託の落札率についても把握しているのか。

事務局 委託の落札率についても確認することはできる。

会長 落札率はインターネットで確認できるのか。

事務局 総務契約課契約案件として東京電子自治体共同運営電子調達サービス上で競争した案件については、予定価格と落札金額がでているので落札率を算出することができる。

来年度以降の審議会の資料として委託についても落札率の記載をする。ただし、随意契約やプロポーザルなど予定価格と落札金額を公表していないものは落札率を算出できない。

## ②令和7年度公契約審議会のスケジュール

\*事務局が資料5にて内容説明。

### ○意見等

会 長 検討課題としている60歳以上の労働者を適用対象とする条例改正の議論をどのタイミングで行うか。

事務局 諮問の内容を決定していない中であるため、進め方については会長に相談させていただきたい。

会 長 場合によっては1回目2回目の委員会で結論を出すこともあることを認識しておく必要がある。

## ③工事施工体系について

\*事務局が資料6-1および6-2にて内容説明。会長補足。

### ○意見等

会 長 公契約ができる前は市内の建設事業者の多くは4次5次の下請で工事を行っていた。公契約条例ができれば中間がいなくなり、2次3次の下請で仕事ができ、中抜きがなくなることで経営的に楽になり、労務報酬下限額も守れるようになるだろうと考えていた。アメリカや諸外国でも公契約規制を行っていると、2次3次の下請までで工事が行われている。公契約を実施した結果、実態がどのようになっているかの確認として今回の資料を作成してもらった。特殊な工事でない限り、3次下請はほとんどなく2次下請まででとまっている。ここからも公契約条例が、地元業者の健全な育成に貢献できていることがみてとれるのではないかと。

委 員 1次下請、2次下請で地元業者がどれだけ入っているかが重要である。

会 長 今後は地元業者の数字も調査の対象にすることを検討できればよい。

#### ④令和6度公契約条例・行政視察の報告について

\*事務局が資料7にて内容説明。

##### ○意見等

・特になし

#### ⑤チラシについて

\*事務局が資料8にて内容説明。

##### ○意見等

事務局 令和6年度の公契約条例対象案件の事業者に対して、昨今の状況を鑑みて、市が委託、指定管理について60歳以上の方も公契約条例の適用対象とすることを検討していることをチラシで周知したい。来年度用の公契約条例のチラシやポスターを事業者に配布予定であるため、チラシも合わせて配布しようと考えている。

まずは具体的な開始時期は記載せずに事業者の方々に周知を行い、具体的な時期が決定し次第、あらためて開始時期については周知を行いたい。正式な決定は議会での承認がなければならないが、まずは検討していることを周知したいと思っている。

委員 現状の社会状況を鑑みて、市が委託、指定管理について60歳以上の労働者を公契約の対象にすることを検討しているのを周知するのはいいことであると思う。現段階で検討している内容の周知を行うことで、そこに対する市民からのリアクションもあるので、広報することは必要であると思う。

#### (3) その他

##### ○意見等

・特になし

#### 4 閉会